

令和 7 年度むつ市防災士資格取得助成金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 9 日
むつ市告示第 1 4 3 号

(趣旨)

第 1 条 市は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき市の住民基本台帳に記載されている高校生及び大学生の防災士資格の取得を支援するため、予算の範囲内において、むつ市防災士資格取得助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和 6 1 年むつ市規則第 1 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、前条に規定する者であって、防災士の資格を取得し、防災士機構に認証登録されたものとする。

(助成対象経費)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が実施する講座の受講料
- (2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録料

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、前条に規定する助成金対象経費の合計額とする。ただし、助成金の限度額は、1 人につき 2 万円とする。

(交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、むつ市防災士資格取得助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (2) 助成対象経費の支払を証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、及び額を確定し、むつ市防災士資格取得助成金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、むつ市防災士資格取得助成金請求書（様式第3号）により助成金の交付を市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとした者があったときは、助成金の交付決定を取り消し、及び既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。